

衆議院 地方創生に関する特別委員会議録 第四号

令和元年十一月十九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 山口 俊一君
- 理事 池田 道孝君
- 理事 今枝宗一郎君
- 理事 谷川 弥一君
- 理事 白石 洋一君
- 理事 あきもと司君
- 池田 佳隆君
- 岡下 昌平君
- 小寺 裕雄君
- 後藤 茂之君
- 佐藤 明男君
- 高木 啓君
- 谷川 とむ君
- 中曽根康隆君
- 福田 達夫君
- 藤原 崇君
- 宗清 皇一君
- 吉川 越君
- 柿沢 未途君
- 関 健一郎君
- 福田 昭夫君
- 森田 俊和君
- 濱村 進君
- 清水 忠史君

- 石田 真敏君
- 田中 英之君
- 亀井亜紀子君
- 榎屋 敬悟君
- 安藤 高夫君
- 上野 宏史君
- 金子万寿夫君
- 小林 茂樹君
- 高村 正大君
- 鈴木 憲和君
- 高島 修一君
- 津島 淳君
- 長坂 康正君
- 福山 守君
- 牧島かれん君
- 山本 幸三君
- 今井 雅人君
- 源馬謙太郎君
- 長谷川嘉一君
- 松平 浩一君
- 山川百合子君
- 鰐淵 洋子君
- 藤田 文武君

- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補) 多田健一郎君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 辻 庄市君
- 政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 菅家 秀人君
- 政府参考人 (内閣府民間資金等活用事業推進室室長) 石川 卓弥君
- 政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局審議官) 中原 淳君
- 政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局審議官) 村上 敬亮君
- 政府参考人 (金融庁総合政策局参事官) 石田 晋也君
- 政府参考人 (復興庁統括官) 東 潔君
- 政府参考人 (復興庁審議官) 奥 達雄君
- 政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 小野平八郎君
- 政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 山名 規雄君
- 政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 富山 一成君
- 政府参考人 (財務省理財局長) 倉重 泰彦君
- 政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 倉重 泰彦君
- 政府参考人 (農林水産省大臣官房参事官) 上田 弘君
- 政府参考人 (農林水産省生産局農産部) 平形 雄策君

- 国土大臣 (地方創生担当) (まち・ひと・しごと創生担当) 北村 誠吾君
- 内閣府副大臣 大塚 拓君
- 環境副大臣 石原 宏高君
- 内閣府大臣政務官 藤原 崇君
- 兼復興大臣政務官

- 政府参考人 (農林水産省農村振興局農村政策部長) 村井 正親君
- 政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 安部 伸治君
- 政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 内田 欽也君
- 政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 松澤 裕君
- 衆議院調査局地方創生に関する特別調査室長 近藤 博人君

- 委員の異動
- 十一月十九日
- あきもと司君 補欠選任 皇一君
- 大西 宏幸君 宗清
- 金子万寿夫君 岡下 昌平君
- 高村 正大君 福山 守君
- 谷川 とむ君 安藤 高夫君
- 福田 達夫君 吉川 越君
- 松野 博一君 津島 淳君
- 広田 一君 高木 啓君
- 森田 俊和君 柿沢 未途君
- 源馬謙太郎君

- 同日
- 安藤 高夫君 補欠選任 高村 正大君
- 岡下 昌平君 大西 宏幸君
- 池田 佳隆君 池田 達夫君
- 福田 達夫君 金子万寿夫君
- あきもと司君 谷川 とむ君
- 谷川 とむ君 広田 一君
- 森田 俊和君

同日  
 池田 佳隆君 補欠選任  
 松野 博一君

十一月十三日  
 地方創生に向けた定任対策の推進に関する陳情書(青森市長島一の一の一 吉田栄光(第一五三号))  
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第四八号)  
 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○山口委員長 これより会議を開きます。  
 第九十八回国会、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及び内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。  
 この際、お諮りいたします。  
 両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補多田健一郎君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長高橋文昭君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長辻庄市君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣府民間資金等活用事業推進室長石川卓弥君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上中原淳君、内閣府地方創生推進事務局審議官敬亮君、金融庁総合政策局参事官石田晋也君、復興庁統括官東潔君、復興庁審議官奥達雄君、財務

農用地等の確保等に関する基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の規定に基づき国が定めることとされており、この中で、確保すべき農用地等の面積の目標を定めるものとされており、目標面積については、最近年の趨勢に施策効果を加味して設定することとしておられます。基本指針は、法律上、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは変更するものとされており、これまで、おおむね五年ごとに見直しを行ってまいっております。

現行の基本指針は、平成二十七年に策定しております。現在、食料・農業・農村基本計画の来年の見直しに向けて議論を進めておりますが、基本指針についても、その動向等を踏まえ、見直しを検討することとしております。

○白石委員 時間が来ましたので、これで終わります。また続きがきたらと思っております。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。構造改革特別区域法の一部改定案、その中の都市計画法の特例措置について、最初に質問させていただきますかと思っております。

今回の特例措置は、一定の条件のもとで構造改革特区と認定すれば、市街化調整区域においても市町村施行の土地画整理事業ができるというものであります。

もともと、これは現行法ではできないことになつていたわけなんです。その理由を最初に国交省の方に確認したいと思っております。

○内田政府参考人 お答えいたします。

都市計画法において、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき」とされておるところです。このため、市街化調整区域において、地方公共団体が市街化を目的とする土地画整理事業を行うことは想定しておらず、地方公共団体施行の土地画整理事業を認めていないところでございます。

なお、市街化調整区域においても、原則として、地権者全員の同意を得て行われる個人施行や、地権者の発意により、その三分の二以上の同意を得て行われる組合施行の場合等においては、土地画整理事業を施行することができるとなっており、一般的には、地方公共団体施行の場合に比べて小規模な土地の整序等のニーズに対応した事業が実施されてきたところでございます。

○清水委員 今述べられましたように、市町村そのものが開発しない区域と定めたのが市街化調整区域なんです。みずから開発するということを想定していない。

繰り返しになりますけれども、それを行う場合には、いわゆる個人施行の場合は地権者全員の同意がないといけない、組合施行で行う場合でも三分の二の同意が必要だと、極めて謙抑的に行われてきたわけなんです。

この土地画整理事業というのは、区画形質の変更、あるいは道路や公園、そういう公共施設の新設や変更を行うことで宅地の利用増進を図るものなんですけれども、やはり、みずから市町村が開発しないと決めていたところをみずから開発してしまうというのは、自分で決めたルールを自分で曲げてしまうというふうな、これは、ともすれば自己矛盾に陥るのではないかとこのように思っております。

配付資料をごらんいただきましたかと思っております。この区分区域の概要ということで、都市計画区域については無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域と区分を定めることができる、こうなっているわけなんです。

念のために、この市街化調整区域とはどういう区域のことなのかというのを、ちょっとわかりやすく簡潔に答えていただけると、できるとは思います。

○内田政府参考人 お答えいたします。

都市計画法上、一部の地域では、都市計画の中

で市街化区域とそれから市街化調整区域と二つに分けることになっておまして、その中の市街化調整区域でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、市街化を抑制すべき区域ということで位置づけられているところでございます。

○清水委員 配付資料にありますように、市街化区域というのは、既に市街地を形成している区域、あるいはおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と規定されている。ただし、集団的優良農地とか危険な地域については含めないと政令で定められているわけですが、いわゆるそれ以外は、市街化を抑制すべき区域として、これまで開発を抑制してきたわけなんです。

ですから、先ほどは、個人施行の場合は全員の同意が必要、あるいは組合施行の場合は三分の二の同意がなければ開発できないと、極めて謙抑的にしてきたわけなんです。だから、そういう地域だからこそ、市街化区域に編入するときは、つまり開発できる区域にしようわけです。つまり、やはり地域住民の意見がしっかりと反映される仕組みにならないとだめだと思っております。

ここで、北村大臣に質問をさせていただきます。整理事業を行うというのであれば、現行の法手続でもこれは可能なんです。都市計画決定を変更して、市街化調整区域の指定を外し、市街化区域に編入する、そうすれば市町村施行はできるわけなんです。そういうふうにするにはいいわけなの

に、今回、その手続を省くということですから、今でも十分なんですけれども、都計審のときには住民の意見を統覧するだとかあるわけなんです。この特区によりまして、いきなり市街化調整区域だったものが市街化区域に編入されるわけですから、住民が意見を述べる場所というのがなくなっていくと思っております。

市町村施行による土地画整理事業、やはりこれは、主役というのは住宅所有者だとかあるいは

宅地権者ということですから、そうした人たちの意向にかかわらず開発を進めていくということも、しかも、抑制していた市町村が、みずから施行者となって市街化区域の編入手続をすつ飛ばすわけですよ。

区画整理ができるようにするという狙いは、結局、開発を簡便な手続で迅速にできるようにしようということのみであるのではないですかね、この法案の狙いというのは、いかがでしょうか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

本特例措置では、土地画整理事業の施行者として多くの経験とノウハウを持つておる地方公共団体のもとで、住民の意向等も踏まえた事業計画の作成や合意形成のプロセス等が計画的に進められるということになります。

また、作成された事業計画案等の公告や縦覧を始め、住民説明や住民参加の手続につきましても、土地画整理法などの関連法に基づき、本特例措置によらない通常の場合と同様に実施されることとなります。

委員御指摘のとおり、土地画整理事業の施行に当たっては、住民の意向を踏まえることが大変重要であり、特例措置でも住民の意向を事業計画案等に十分に反映させる仕組みとなつていて、認識をいたしております。

以上です。

〔委員長退席、池田(進)委員長代理着席〕

○清水委員 事業計画案に住民の意見を反映させるというふうな言われましたが、これは、義務規定であるとか、あるいは法案に義務化されているとか、そういうものなのかということが重要だと思っております。

先ほどご紹介しましたように、現在、市街化調整区域で市町村が区画整理事業を行うというときには、その区域にいる全員の合意が必要。組合施行でやる場合も三分の二の合意がないとできないんです。今の、一部の人の意見を事業計画に反映するだけでは、やはり私は住民の声を置き去りにされていくのではないかと不安を感ずると思

うと思っております。

先ほどご紹介しましたように、現在、市街化調整区域で市町村が区画整理事業を行うというときには、その区域にいる全員の合意が必要。組合施行でやる場合も三分の二の合意がないとできないんです。今の、一部の人の意見を事業計画に反映するだけでは、やはり私は住民の声を置き去りにされていくのではないかと不安を感ずると思

うと思っております。



うんですね。

それで、本改正案では、構造改革特区と認定されるためには、どこでもこの特区法ができるわけではないので、一定要件が今回設けられているんですけれども、一つ目は、周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められる、これが一点目。二つ目は、土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

この二点があれば、市街化調整区域であつても、都計審を経ずに、これまでできなかった市町村がみずから施行者となつて区画整理事業を、いわゆる宅地権者や住民の皆さんの合意とか、あるいは三分の二以上の同意とか、そういうものなしに開発していいという要件になっているわけなんです。極めて大事なポイントだと思つておられます。

そこでお尋ねしたいんですが、この交通の利便性が特に高い地域とか、あるいは建築物の建築等に対する需要が著しく増大しているとか、これは極めて曖昧だと思つておられます。これは具体的な判断基準というのは設けておられるんでしょうか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

本特例措置では、例えば、商業施設や医療施設等の都市機能が相当程度集積しているなど周辺地域の市街化が十分進んでおり、また、そうした周辺地域の当該地域との間で幹線道路や鉄道等の整備が進んでいるなど交通の利便性が特に高いことに加えて、短期間のうちに土地の利用状況の変化が急激かつ広範囲にわたつて起きるなどの特別な事情で建築物の建築等に対する需要が著しく増加していること、例えば、近隣で高速道路のインターチェンジがオープンするとか、そういう事情等を考えられると思つておられます。そういうことを想定しながら検討しているところでございます。

個別具体のケースに対する判断事例というのを

これからも積み重ねながら、適切な判断が行われるように努めてまいりたいと思つておられます。

○清水委員 山間部なんかに行きましたら、別にインターチェンジがあるからといって住宅を建てなければならぬということでもないと思つて、ちよつと具体性に乏しいなどは引き続き思つておられます。

それから、交通の利便性と言いますが、例えば、駅から何メートルとか徒歩何分とか、そういう規定がないということになれば、判断する側の裁量によつて、ここは特別措置によつて市街化調整区域のまま開発していいということにされてしまうというふうな思つておられます。

今お答えいただいたんですが、それは、最初にこの区域区分の概要ということをお説明していただいたんですが、例えば、今述べられた二つの要件に該当すると判断されようという土地、地域に、集団的優良農地、あるいは溢水、洪水、津波、高潮等のおそれのある危険な地域が仮に含まれているとか、あるいは住民の皆さん方、宅地権者の方々が、それは困る、例えば災害があつたときの広域避難場所なんかを考えているんだ、残しておいてほしいというような声があつたときには、そういう声が十分反映されるのか、それとも強引に進められていくのか。この辺についてお答えいただけますか。

（池田）委員長代理退席、委員長着席  
○中原政府参考人 お答え申し上げます。  
場所によつて、さまざま状況、場所ごとに違うと思つておられます。例えば、調整区域ですのうと、優良な農地等がまだ多数残つていて、場合とかがございます。そうしますと、今回の区画整理事業で区画整理をやつた後の区画整理済み地が全部、例えば普通であれば、市街化区域に全部なる場合が多い、普通の区画整理事業であればそうかもしれませんけれども、優良な農地を残すということであれば、その残つた農地の部分の区画整理済み地をその後も調整区域として良好な農地として保存しつつ、開発圧力の強い部分をきちんと市

街化区域にしてめり張りをつけるというようなことが考えられると思つておられます。

○清水委員 そういうことであれば、従来のように都計審にかけて、市街化調整区域を市街化区域に編入して、従来の手続でやればよかつたというふうには私に思つておられます。

いづれにしても、住民の合意とか、多くの方々の、大宗の方々の納得のないまま区画整理事業を市町村施行で行つていく、これはやはり、無秩序に開発が高まる危険がないようにということに調整区域にしていただくわけですから、そこを、場合によつては市町村施行で無秩序な開発が行われまいと思つておられます。その市街化調整区域の持つ開発抑制の趣旨を形骸化させる懸念はどうも払拭できないというふうな思つて、やはり賛成することができないと思つておられます。

次に、地域再生法の一部改定案について質問します。  
それで、地域再生法につきましては、地域住民との協議の場として地域再生協議会を組織することができるといふふうなあります。

本改正案の地域住宅団地再生事業、住宅団地で、古くなつて、高齢化が進み、若い人たちがおらず、交通の便が大変不便で病院や買物に行くことができない、こういう団地を何とか再生せなかつたか。これは私も意図はよくわかります。つまり、現在の規定ではお店をつくることができなかったり、コンビニを置くことができなかったり、介護施設とかあるいは老人ホームだとか、そういうものを住宅団地の中に併設させるにはさまざまな手続や時間がかかるということをワンストップでやるということなんですけれども、

そこで大事なことは何かということなんです。この事業において、地域再生協議会、これは設置されるというふうな何つておられます。当然、地域の皆さんの声を聞きながら、そうしたものをどのように構築していくのかということをお説論することが求められています。

何うんですが、この地域再生協議会に、住宅団地の住民、地域住民の方々は法律上必ず参加できる仕組みになっているかどうか、それを簡潔にお答えください。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

地域住宅団地再生事業計画を作成する際に協議する地域再生協議会において、地域住民は、事業の実施に関し密接な関係を有する者、その他必要と認める者として、市町村の判断で構成員に加えることが可能という位置づけでございます。

○清水委員 つまり、必須にはなつていないわけですか。地域住民や自治会や町会の方々が地域協議会に必ずしも入るといふふうにはなつていないんです。

それではお尋ねしますが、昨年度、二〇一八年度内閣府のアンケート調査が行われておられるんですが、現行地域再生計画におきまして地域再生協議会を設置している百八十九の事業計画のうち、地域住民、町会、自治会、こういうものが参加している事例は何件あるでしょうか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

百八十九の協議会のうち、地域住民、町会、自治会が参加しているのは十八件でございます。○清水委員 大臣、お聞きになりましたか。地域再生協議会、百八十九つづつしているわけですか、事業計画の中で、その中で、地域住民、自治会、町会の方が参加しているのはわずか十八件、一割にとどまつているわけなんです。

政府の説明では、例えばインフラ整備だとか災害対応だとか、さまざまな事業においては必ずしも地域住民の方々が協議会に入る必要はないと判断されたものではないかというふうな言われるんですが、私はそんなことはないと思つておられます。とりわけ今回は住宅団地の再生ですから、そこに住んでいる方々が主役でなければならぬわけですから、そういう方々が地域再生協議会に入れないことが、どこで意見を述べるんですか、どこで自分たちの思いを実現することが可能になるんでしょうか。



これは、内閣府のパンフレットを見ましても、地域住民が再生計画にかかわるような図式で説明されているんですけども、百八十九のうち十八しか地域住民の方々は入れていないんですから、なかなかこれは意見が反映できないと言わなければなりません。

それで、同じ地域再生法の中にあります、P P P、P F Iによる民間資金活用公共施設整備事業、これでは、公共施設や公的不動産の有効活用のため民間の資金とノウハウを活用するというふうになっているんですけども、これは、提案を受ける中で、地域再生協議会の設置など、あるいは住民の意見や要望を聞く機会、こういうのは保障されていますでしょうか。これもちよつと確認させていただきます。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。  
地方公共団体が民間資金等活用公共施設整備事業に関する事項を地域再生計画に記載して内閣総理大臣の認定を申請する場合には、地域再生協議会の協議は義務づけられておりません。

ただ実際に、例えば廃校を何らかの用途に使用するか、そういう具体的な計画を決めるに当たっては、ほぼ全ての事案で地元住民の御意向等を反映して計画を作成するということになりますけれども、この段階では協議会の義務づけはないということでございます。

○清水委員 いわゆるP P P、P F Iによる民間施設の活用につきまして地域再生協議会は義務づけられないということがはつきりいたしました。

最後に大臣にお伺いします。  
民間資金活用公共施設等整備事業においては、地域再生協議会さえ設けられていない。今、答弁で明らかになりました。

結局、開発業者がみずからの利益と収益を優先する開発計画を立てると、利用者目線がやはり排除されていくということになるわけですよ。ぜひ、北村大臣、やはり、住民の声を聞く仕組み、これをしっかりと設けるべきだし、地域再生協議

会に地域住民を入れるというふうにこれは義務づけるべきではないでしょうか。

○北村国務大臣 御指摘のとおり、地域再生を図るための取組において、地方公共団体が地域住民の声を反映させていくこと、そして地域住民が主体的に参加することは極めて重要であります。

特に、住宅団地の再生は団地住民の生活環境に直結するものであり、また、廃校跡地などの公的不動産の有効活用は地域住民にも関心が高いものであると考えられます。

このため、これらの事業を実施する場合には、地域住民を地域再生協議会の構成員とすることや、P P P事業の具体的な内容を企画するに当たって地域住民の意見を丁寧に把握することなどを通じて、地域住民の声を積極的に反映させていく。地方公共団体に對し、働きかけをしてまいりたいというふうを考えております。

○清水委員 もう終わります。非常に不十分だと思えます。懸念は払拭されません。  
財務省さんにも酒税法の特例に関する措置について質問する予定でしたが、時間が参りましたので、これで質問を終わります。

ありがとうございます。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

本日最後の質問バッテリーということで、よろしくお願いを申し上げます。

私からは、地域再生法の一部を改正する法律案の中で、既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、いわゆる農地つき空き家の件について質問をさせていただきたいと思っております。

農村地域の人口減少によりまして空き家がたくさん発生しているということから、市町村の計画作成を通じて、農地と空き家のセットでこれを、情報取得、それから農地の取得、空き家の取得を円滑にしようという法案でございますが、ちよつと、前段で、まず、現行制度上、土地取得、取得可能な農地の下限面積がそもそも規定されている

わけでありませうけれども、この理由を整理していただけますか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。  
農地の取得に係る下限面積要件は、農地の効率的な利用を図る観点から、小規模に農地が取得されることをできる限り抑制するために設けられているところでございます。

他方、地域内において平均的な経営規模が小さい場合や、担い手が不足し、遊休農地が相当程度存在する場合には、農地の有効利用を図る観点から、農業委員会の判断により、地域の実情に応じた下限面積を引き下げることが可能としていただいております。

○藤田委員 ありがとうございます。  
今でも農業委員会の枠内の中で下げられるというところでございますけれども、今回、これで機動的に地域が活性化するための、特に移住にターゲットを絞った施策やと思うんですけども、今回、移住者による空き家取得の円滑化が主目的というふうになっておりますけれども、この移住者の定義、また移住者であることをどのような規定で認定するかというのを少し教えてください。

○中原政府参考人 御説明申し上げます。  
地域再生法上、移住者について定義は置いておりませんが、一般的な意味で、他の場所に定住等することを目的に、住む場所を移す者を想定しております。

他方、都市住民には、都市部での居住を継続しつつ、近距離の郊外や農村にセカンドハウスを構え、週末等に農作業に従事するといった、いわゆる二地域居住に対するニーズもございまして、このような交流人口の増加も地域の維持、活性化に資することから、移住には、定住する場合のみならず、二地域居住の場合も含むと考えられます。

本事業の対象範囲については、ガイドラインの作成等を通じて、市町村や移住希望者、住民等に幅広く御理解いただけるよう、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○藤田委員 関連で、域内の居住者、その指定さ

れた区域内の居住者が例えばセカンドハウスで利用する、移住ではなくて、もともとそこに住んでいる人のセカンドハウス、又はその親族等が新たに取得する、こういうことは対象外となっていないでしょうか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。  
本事業は、農村地域と移住促進区域に移住する者を増加させることにより、地域の活力の向上を図ることを目的としておりますので、したがって、既に農村地域と移住促進区域内に住んでいる方については、今回の事業計画制度の対象外となると考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。  
ちよつと二つほど質問させてもらったんですけども、これは、人口減少に対応する策で、外からの移住者ということにターゲットを絞っていると思うんですけども、人口減少というのは出ていく者が入ってくる者の見合いですから、やはり、出ていく人を防ぐという意味でも、ある程度弾力的に運用した方が私はいいと思っております。

もともといらつしやる方が親族にもう一戸例えば買ひ与えるとかということも、一つは定住人口をふやすということに貢献するものでありますから、移住者というのを、これはある程度市町村の采配で定義を決められるということですか、もう少し範囲を広げる方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、対象の移住者が事業利用するということとは可能となっているのでしょうか。御確認をお願いします。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。  
本事業は、農村地域等への移住者を増加させることにより、地域の活力の維持向上を図ることを目的としております。このような目的に鑑みれば、本事業は取得等した既存住宅を居住の用に供することが前提となりますけれども、当該住宅を、例えばあわせて農家レストランをやったりとか民泊をやったりとか、そういった事業の用に供する場合も含まれると考えております。



○山口委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○山口委員長 これより両案について討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。  
清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

最初に、構造改革特別区域法の一部改定案について、反対理由を述べます。

都市計画法の特例措置は、開発を抑制すべき市街化調整区域において、自治体施行の土地画整理事業を行うための正規の手續を形骸化するものです。

地方公共団体は、農地や森林など開発せずに残しておくべき地域や、洪水による浸水想定地域など、災害の発生するおそれがある地域に適切な地域を市街化調整区域と定め、無秩序な開発を抑制してきたのです。本法案により、地方公共団体みずから施行者となって市街化調整区域で開発事業を行うことが可能となり、みずから決めたルールをみずから破ってしまう矛盾に陥ることもありません。

構造改革特区と認定されるための条件も極めて曖昧なものであり、開発する側の一方的な意思によって、市街化調整区域として定めた際の相応の理由が全く考慮されない開発や、住民の望まない開発が認定される懸念が払拭できないため、賛成することはできません。

なお、酒税法の特例に関する措置については一定の合理性があると考えられますが、総合的に判断して、本法案には反対いたします。

次に、地域再生法の一部改定案について、反対理由を述べます。

本法案は、地域再生計画において、PFI推進機構が、公的不動産の有効活用など、PPP、PFIを利用した案件形成のためのコンサルティング業務を実施できるようにするものであります。これまで、PFI事業は、民間活用によって地

方自治体の支出削減や住民サービス向上につながるとされてきましたが、住民の安全にかかわる事故や事業計画の破綻により自治体の負担が増しているという事例も生まれています。

二〇二二年までに総収入を二十一兆円にふやすという動機のもと、あらゆる公的部門で民間活用が広がれば、そもそも民間活用の必要がない公的な土地や付随する住民サービスまでがPPP、PFI事業の掘り起こし案件とされ、公的資産が切り売りされてしまう懸念が払拭されません。

地域住民の意見が反映される保障もないまま、公的不動産を民間活用の案件形成に委ねてしまうことにもなりかねず、反対いたします。

なお、両案について申し上げれば、同時議題とせず、個々それぞれについて時間を割いた丁寧な審議をすべきでありました。そのことを強く主張し、反対討論といたします。

○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山口委員長 これより採決に入ります。

まず、第九十八回国会、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山口委員長 この際、ただいま議決いたしました両案に対し、今枝宗一郎君外三名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会の四派共

同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。亀井亜紀子君。

○亀井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

地域再生制度及び構造改革特別区域制度については、国家戦略特別区域制度及び総合特別区域制度を含めた類似の制度との関係を整理した上で、各制度の役割や特例措置等に係る提案の際の手續・要件等を明確化するなど、地方公共団体にとって利用しやすいものとなるよう、必要な見直しを前向きに検討するとともに、規制の特例措置が特定の地域や事業者のためのものとならないよう、定期的に評価・検証し、可能なものについては、積極的に全国展開を進めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。北村国務大臣。

○北村国務大臣 ただいま御決議のありました事

項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○山口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会